

○議案第 39 号 守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝福祉保健委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、国における省令の一部改正により、小規模保育事業A型及び保育所型の事業所内保育事業において、幼稚園教諭の資格を有する者等を保育士とみなすなどの保育士の配置要件の弾力化が、当分の間、適用されることから、本市においても、国の基準に倣い、所要の条例改正を行うものがあります。

本委員会といたしましては、審査の結果、国において、待機児童の解消を目指し、保育士不足に対応するため、保育士の配置要件などの規制緩和が一定行われているところであるが、まずもって、民間事業者において、保育士の処遇改善などを通じて、より良い人材が確保され、もって保育の質が担保されるよう、市としても、でき得るかぎりの指導に努められたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。